

静岡県山村振興基本方針

平成 27 年 8 月

静 岡 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
1 振興山村の概要	1
2 自然的条件	2
3 社会的及び経済的条件	3
II 現状と課題	7
1 山村振興対策の実施状況と評価	7
2 山村振興の現状と今後の課題	7
III 振興の基本方針及び振興施策	9
1 振興の基本方針	9
(1) 交通施策に関する基本的事項	9
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	10
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	10
(4) 経営近代化施策に関する基本的事項	10
(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	11
(6) 文教施策に関する基本的事項	11
(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項	12
(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項	12
(9) 集落整備施策に関する基本的事項	13
(10) 国土保全施策に関する基本的事項	13
(11) 交流施策に関する基本的事項	13
(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	14
(13) 担い手施策に関する基本的事項	14
(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	15
(15) その他施策	15
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	16

[別紙様式1]

山村振興基本方針書

都道府県名	静岡県
作成年度	平成27年度

I 地域の概況

1 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町は、平成27年4月1日時点で13市町あり、そのうち全地域が指定されているのは1町、残り12市町が一部指定となっている。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	13	37 %
面 積	7,778.7 k m ²	3,078.6 k m ²	40 %
人口	3,765,007 人	74,946 人	2 %
若年者比率(15～29歳)	27.9 %	18.8 %	—
高齢者比率(65歳以上)	23.7 %	38.4 %	—

(注) 市町村数は、平成27年7月1日現在。全県面積は、平成26年度全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)。振興山村面積は平成17年度静岡県山村振興基本方針の再掲。人口は、平成22年度国勢調査(総務省統計局)。

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	(H11.3.31時点 市町村名) 指定区域名
静岡市	(静岡市) 大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村
浜松市	(天竜市) 竜川村、熊村、上阿多古村 (春野町) 犬居村、熊切村、気多村 (龍山村) 龍山村 (佐久間町) 浦川町、山香村、城西村 (水窪町) 水窪町 (引佐町) 鎮玉村、伊平村
富士宮市	(芝川町) 柚野村
下田市	(下田市) 稲梓村
伊豆市	(天城湯ヶ島町) 上狩野村、中狩野村 (中伊豆町) 上大見村、中大見村、下大見村
島田市	(川根町) 伊久身村、笹間村
東伊豆町	(東伊豆町) 城東村

河津村	(河津町) 上河津村
南伊豆町	(南伊豆町) 南上村、三坂村
松崎町	(松崎町) 中川村
西伊豆町	(西伊豆町) 仁科村 (賀茂村) 宇久須村
川根本町	(中川根町) 中川根村、徳山村 (本川根村) 上川根村、東川根村
森町	(森町) 三倉村、天方村

(注) 振興山村は、昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域 (昭和 25 年 2 月 2 日から昭和 35 年 2 月 1 日までに市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該市町村の区域) を単位とする。

2 自然的条件

(1) 地理、地勢

- ・ 静岡県は、日本のほぼ中央に位置し、太平洋に面している。東西約 155km、南北約 118km、約 7,779k m²の面積を有する。
- ・ 本県南側には、遠州灘、駿河湾、相模灘に沿った約 500km の海岸線を、北側には富士山など 3,000m 級の山々からなる山岳地帯を有している。主な河川としては、天竜川、大井川、富士川があり、下流部に肥沃な土地を形成している。
- ・ 本県の振興山村は、伊豆半島中央部から南部にかけての地域、富士川支流の一部、安倍川・大井川上流域及び天竜川上流とその支流地域の県北部山間地帯に位置している。
- ・ 振興山村の概ね 50%は、標高 600m 以上にあり、多くが急斜面となっている。このため、集落や耕地は河川沿いに開けた狭小な平坦地や緩傾斜面の山腹に点在している。

(2) 気候

- ・ 平年値を見ると、平均気温は 15～17℃と温暖で、降水量は 1,800～2,400mm と、全般的には温暖な海洋性気候である。
- ・ 冬は乾燥した晴天の日が多い。

本県の気象 (平成 26 年)

	静岡	浜松	三島
年平均気温 (°C)	16.6	16.5	16.1
年間降水量 (mm)	2,374	1,831	1,665
年間日照時間 (時間)	2,215	2,324	2,024

出展：「静岡県の気象・地震概況<2014(平成 26 年)年報>」 静岡地方気象台

3 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

- ・ 振興山村の人口は、平成 22 年 10 月 1 日時点で 74,946 人であり、県全体の約 2%を占めている。また、平成 12 年の人口と比較すると約 17%、山村振興法制定当時の昭和 40 年の人口と比較すると約 47%の人口減少となっている。
- ・ 一方で、平成 22 年 10 月 1 日時点で県全体の人口は、3,765,007 人であり、平成 12 年 10 月とほぼ同水準、昭和 40 年と比べ約 29%増加しており、振興山村は著しい人口減少となっている。
- ・ また、振興山村の高齢化率は約 38%で、県全体に比べ高齢化の進行が著しい。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	県全体						
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上	不詳
S40	2,912,521 (100%)	-				185,904 (6.4%)	-
S50	3,308,799 (100%)	-				260,626 (7.9%)	-
H2	3,670,840 (100%)	-				444,899 (12.1%)	-
H12	3,767,393 (100%)	-				665,574 (17.7%)	-
H22	3,765,007 (100%)	511,575 (13.6%)	537,881 (14.3%)	770,595 (20.5%)	1,031,439 (27.4%)	891,807 (23.7%)	21,710 (0.6%)

年度	振興山村						
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65 以上	不詳
S40	141,667 (100%)	-				13,438 (9.5%)	-
S50	113,933 (100%)	-				15,137 (13.3%)	-
H2	96,938 (100%)	-				21,129 (21.8%)	-
H12	89,803 (100%)	-				27,656 (30.8%)	-
H22	74,946 (100%)	6,792 (9.1%)	7,283 (9.7%)	9,676 (12.9%)	22,347 (29.8%)	28,812 (38.4%)	36 (0%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

(2) 産業構造の動向

ア 農業

- ・ 振興山村では、茶、わさび、花き、かんきつ類等、それぞれの地域で特色ある農産物を生産しており、市場から高い評価を受けている。
- ・ 県全体に比べ、振興山村では農業に従事する人の割合が大きく、農業は重要な産業と言える。
- ・ しかし、農地の大部分が山間農業地域にあり、基盤整備が困難なことから、農業の生産条件は平坦地に比べ劣っており、後継者の地域外への流出や基幹的農業従事者の高齢化の進行など、厳しい条件下にある。

イ 森林、林業

- ・ 森林は、木材の生産のほか、地球温暖化防止や県土の保全、水源の涵養、また、人々に潤いや安らぎを与える保健休養など多面的機能を有している。
- ・ スギ・ヒノキを中心とする人工林（民有林）は、大部分が植えてから 40 年以上に成長し、木材資源として利用可能な時期を迎えている。
- ・ 林業は、零細な森林所有、木材価格の下落などにより停滞しているものの、木材生産量が増加傾向に転じるなど明るい兆しもみえる。

ウ 観光業

- ・ 本県の振興山村は、美しい景観、新鮮な食材、温泉などの資源を有し、大都市圏から比較的近い位置に立地しているため、多くの観光客が訪れる。特に伊豆地域では観光業が主要な産業となっている。
- ・ 近年は、恵まれた自然環境や振興山村地域の多彩な文化や産業に対する関心が高まり、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム、エコツーリズム等の着地型観光による都市農村交流人口が増加傾向にある。
- ・ 一方で、人口減少及び高齢化が進行しており、観光産業との連携等による着地型観光の受入体制の強化と人材育成が課題となっている。

エ 水産業

- ・ 伊豆地域の沿岸部は、近海に好漁場が多く、水産業が重要な産業となっており、主にキンメダイ、アジ・サバ類、サザエ、アワビ、イセエビ、テングサ等の沿岸漁業が行われている。
- ・ これらの地域では、恵まれた水産資源を持続的かつ効率的に活用していくため、栽培漁業や資源管理型漁業が推進されており、さらに遊漁や民宿、マリンレジャーなどの観光業との連携した水産業が盛んである。
- ・ 山間部の一部地域では、マス類の内水面養殖業やアユ、アマゴ等を対象とした内水面漁業や遊漁が行われている。
- ・ 漁業生産量の減少や就業者の減少及び高齢化が進行しており、水産資源の持続的利用や漁業経営の安定化などが課題となっている。

オ 工業

- ・ 事業所数は総じて減少傾向にあり、事業所規模も従業員数 30 人未満のものが大半となっている。
- ・ 産業分類としては、木材・木製品製造業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業などが多い。

カ その他

- ・ 平成 22 年度の産業別就業数では、第 1 次産業の就業者割合が振興山村では県全体の 3 倍以上であった。また、振興山村では宿泊業、飲食サービス業への就業者の割合が大きいが、第 2 次産業就業者の割合は小さい。

15 歳以上産業別就業者数

(単位：人、%)

	県全体	振興山村
総就業者数	1,897,194 (100%)	36,194 (100%)
第 1 次産業	77,478 (4.1%)	4,831 (13.3%)
農業	71,072 (3.7%)	4,073 (11.3%)
林業	1,707 (0.1%)	646 (1.8%)
漁業	4,699 (0.2%)	112 (0.3%)
第 2 次産業	623,180 (32.8%)	9,355 (25.8%)
第 3 次産業	1,147,043 (60.5%)	21,696 (59.9%)
電気・ガス・熱供給・水道業	8,433 (0.4%)	191 (0.5%)
情報通信業	24,620 (1.3%)	171 (0.5%)
宿泊業、飲食サービス業	116,301 (6.1%)	3,866 (10.7%)
教育、学習支援業	75,226 (4.0%)	1,321 (3.6%)
医療、福祉	168,206 (8.9%)	3,814 (10.5%)
その他 3 次産業	754,257 (39.8%)	12,333 (34.1%)
分類不能の産業	49,493 (2.6%)	312 (0.9%)

出典：平成 22 年度国勢調査（総務省統計局）

(3) 土地利用の状況

- ・ 県内の振興山村の林野率は 90%を超えており、県全体林野面積の約 56%を占める。
- ・ 山村振興法制定当時に比べ、県全体の林野面積やや減少している中、振興山村の林野面積は微増している。

土地利用の状況（林野面積）

（単位：ha、％）

年度	県全体		振興山村	
	総土地面積	林野面積	総土地面積	林野面積
S40年	775,868 (100%)	510,098 (65.7%)	309,857 (100%)	277,653 (89.6%)
H12年	777,721 (100%)	497,690 (64.0%)	306,885 (100%)	277,640 (90.5%)
H17年	777,987 (100%)	497,090 (63.9%)	306,736 (100%)	277,860 (90.6%)
H22年	771,540 (100%)	495,556 (64.2%)	307,630 (100%)	277,985 (90.4%)

（注）出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房）。ただし、昭和40年の振興山村の中には原泉村3-3が含まれている。

(4) 交通・通信、医療、生活基盤等の状況

- ・ 振興山村における市町道の改良率は低位に留まっている。
- ・ 振興山村においては、都市部に比べて超高速大容量の情報伝達が可能な光ファイバ等による情報通信網の整備が進んでいない。また、ADSLに関しては、多くの地域で利用可能であるが、一部で伝送可能距離等の理由から利用できない地域が残っている。携帯電話についても、一部でまだ通話できない地域が残っている。
- ・ 振興山村地域では、その立地条件から医療機関が少なく、専門的な医療や高度な医療を提供することが難しい。また、へき地に勤務する医師の高齢化が進んでおり、若い医師の専門医志向、病院勤務志向とあいまって後継者不足が予想される。
- ・ 振興山村においては、水洗化の割合が低位に留まっている。
- ・ 振興山村においては、上水道の占める割合は他地域と比べて低く、小規模で財政基盤の脆弱な簡易水道や飲料水供給施設が多く存在する。

(5) 財政の状況

- ・ 本県の振興山村を有する市町の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率においては、全ての指標において早期健全化基準未満であるうえ、地方財政法上の地方債の許可団体（実質公債費比率18%以上）もなく、指標を見る限りでは良好であるが、地方税等の自主財源が乏しく、地方交付税等に依存する市町が多い。

II 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と評価

本県では、昭和 40 年度から 46 年度にかけて旧市町村数で 41 地域が振興山村として指定され、現在では 13 市町が振興山村を有している。

これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から新法対策に至るまで、山村振興計画に基づき国土保全や産業基盤、交通基盤の整備等が実施されてきた。

これまでの事業により、道路整備が進んだり、生活環境の改善がされたり等、山村振興が図られてきている。

山村振興対策事業の実績

(単位：千円)

施策区分	事業費（実績）						合計
	1 期対策 S40～47 年度	2 期対策 S47～54 年度	3 期対策 S54～H2 年度	4 期対策 H3～10 年度	5 期対策 H11～19 年度	6 期対策 H19 年度～	
交通	1,902,197	12,235,422	23,742,460	31,522,218	10,662,653	552,014	80,616,964
情報通信	8,352	26,740	378,956	283,135	158,204	59,925	915,312
産業基盤	6,728,434	12,061,433	26,258,363	22,943,656	14,843,022	1,371,078	84,205,986
経営近代化	878,092	1,585,488	2,953,473	3,071,581	1,070,487	720,235	10,279,356
文教	2,932,958	4,118,209	9,057,508	7,442,866	3,582,079	474,954	27,608,574
社会、生活環境	1,367,948	2,628,613	10,562,847	26,652,570	15,438,140	996,370	57,646,488
集落基盤	0	0	0	0	0	243,636	243,636
国土保全	9,574,975	12,004,133	25,875,772	50,172,920	13,583,624	660,406	111,871,830
交流	277,610	1,636,885	2,816,698	7,311,530	1,832,894	206,255	14,081,872
森林、農用地保全	0	0	0	0	0	772,857	0
担い手	0	0	0	0	70,784	9,803	80,587
鳥獣被害防止	0	0	0	0	0	74,919	74,919
その他	15,631	88,967	403,667	1,270,471	221,337	36,742	2,036,815
合計	23,686,197	46,385,890	102,049,744	150,670,947	61,453,224	5,406,337	389,662,339

※第六期は平成 25 年度までの集計

2 山村振興の現状と今後の課題

- ・ 基幹的な道路については、その整備が進んできているが、地形条件等の制約から地域全体の市町道の改良率は国・県道の平均を下回っている。
- ・ 路線バス等の公共交通機関については、人口の減少や自家用車の普及等により利用者は減少の一途をたどっており、高齢者や児童、生徒の移動手段として、その維持、確保が課題となっている。
- ・ 教育面では、児童、生徒数の減少により、学校の統廃合が行われ、遠距離通学を余儀なくされている。また、都市部と比較し学習機会等教育環境の面での立ち後れが目

立っている。

- 生活排水処理施設については、下水の処理人口において都市部と比較し、立ち後れが目立つなど利便性や環境衛生面での課題がある。
- 医療面では、振興山村地域の立地条件から医療提供体制が十分ではなく、地域住民の入院医療、特定診療科（整形外科、小児科、産科、眼科等）の医療及び夜間・休日の診療体制の確保は、周辺市町に依存している。また、地域の診療所を担っている医師については高齢化が進んでおり、若い医師の専門医志向、病院勤務志向とあいまって後継者不足が予想される。さらに、最寄りの医療機関が少ないことから、総合的な技能を備えた医師の確保や専門的な医療や高度な医療を行う医療機関へ搬送する体制の整備等を進める必要がある。
- 福祉面では、高齢化が進行する一方で介護施設などの福祉施設の整備が課題となっている。
- 観光面では、最近では、都市住民の農林漁業体験や自然体験学習への関心が高まっており、都市と農村の交流人口は増加傾向にある。このため、着地型観光商品を造成、実施する人材育成と地域の受入体制の強化が課題である。
- 本県の振興山村は、大都市に近いことなどから、豊かな自然を求め、都市部から訪れる人が多く、中には、その魅力に惹かれて定住する人もいる。また、地域の創意工夫を活かしたむらづくりが各地で行われ、核となるリーダーも出現している。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

四季折々に変化する美しい自然や景観、地域固有の歴史とともに培われた文化を有し、高品質の農芸品や水産物、美林を生み出す多自然共生地域は、県民の財産であり、“ふじのくに”の活力源となっている。また、本県の山村地域の有する豊かな自然環境は県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしており、山村の振興は山村居住者のみならず、すべての県民にとって重要な課題である。

このため、個々の山村の個性を發揮させながら、山村地域が有する役割、当面している課題等を考慮し、産業の振興、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

山村の振興のために、特に以下の視点を重視しながら、以下の基本的事項を実施する。なお、これらの実施等に当たっては、生物多様性へ配慮したり、環境への影響の低減を図ったりする等、山村が有する特長を損ねることのないよう留意する。

山村振興における主な視点

- ・ 多様な食を育む場としての山村づくり（農林水産物の安定供給体制の構築、地域特産物の生産推進等）
- ・ 訪れてよい山村づくり（グリーンツーリズム等による都市との交流の推進、交通網の整備等）
- ・ 住みよい山村づくり（生活基盤の整備、集落機能の維持等）
- ・ 美しい景観のある山村づくり
- ・ 地域資源を活かした山村づくり
- ・ 多面的機能を發揮する山村づくり

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。

これら道路整備と併せ、山村に居住する高齢者等の利便性向上のため、公共交通機関である鉄道、バス等の維持、確保に向けた支援を行う。また、代替手段として地域の実情を踏まえたデマンド運行など新たな運行形態の導入を推進する。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

情報通信基盤・体系を整備することで、時間や距離を越えた情報のやりとりが可能となり、振興山村と都市部との情報格差解消をはじめ、地域住民に対する行政サービスの向上や振興山村と都市部との交流促進などが期待される。

このため、地域の実情を踏まえ、様々な財政制度の活用や高速無線の併用など柔軟な整備手法により、光ファイバ網など情報通信基盤の積極的な整備を進めていく。

また、ICTの専門家等による支援や人材育成の推進により、公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット）の設置や自治体クラウドの推進をはじめ、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全、産業振興等につながる様々な情報通信基盤の利活用及び高齢者を含めた県民の情報リテラシーの向上等を支援する。

さらに、携帯電話エリアについても、積極的な拡充に努める。

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、多面的機能を有する森林及び山村環境の基盤整備を進める。

また、農林水産業だけでなく商工業等、様々な産業を振興し、地域活性化を図る。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備
- ・ 耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道等の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理
- ・ 漁港及び漁場等の整備、栽培漁業や養殖漁業の推進、地域の特色を活かした水産業の振興
- ・ 企業誘致の促進による雇用の確保及び地場産品の PR による地場産業の振興

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、農林水産業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

主な施策

- ・ 高収益作物の導入の推進
- ・ 安定供給体制整備の推進

- ・ 加工品の開発や商品化、直販等による経営多角化の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成
- ・ 林業や水産業における就労環境改善
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- ・ 農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進
- ・ 森林施業の集約化、路網整備及び機械化の促進による低コスト生産システムの定着
- ・ 大規模需要先への直送など新たな県産材流通システムの定着

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、6次産業化や農水商工連携の取組を通じて製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

主な施策

- ・ 在来作物等の地域資源の掘り起こしの推進
- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興
- ・ 食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木製品等の地域支援を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木製品、食品関連等の企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進
- ・ 木質バイオマス、小水力をはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進によるエネルギー地産地消
- ・ 地域資源、産業、人材を活かした滞在型グリーン・ツーリズムの推進

(6) 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、都市部に比べより児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

このため、山村におけるより一層の教育環境の向上を図るため、公立小中学校の教育施設の整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒や高校通学のための交通機関の確保を図る。また、地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進するとともに、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備や地域コミュニティの拠点として社会教育施設等の活用を図る。その際、山村外に居住する子供に対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開する。

主な施策

- ・ 教育環境の整備
- ・ 小中学校の校舎等整備
- ・ 体育・スポーツ施設等の整備
- ・ 生涯学習の推進
- ・ 地域住民のニーズに応えるために、公民館等職員に対し学級講座の充実を図るための研修会を実施
- ・ 山村外に居住する子供に対し自然体験・生活体験を提供する場として、公民館等の施設の活用促進
- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的、文化的遺産の保存・継承

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上下水道等の整備とともに、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められている。

医療においては、医療機関が少ないことから、総合的な診療能力を備えた医師の確保や専門的な医療、高度な医療を行う医療機関への搬送体制の整備等が必要である。また、若年層が減少し、少子化が進行している。

また、消防・救急においては、消火栓や防火水槽等の整備促進や消防団員の確保等が課題となっている。

このため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の計画的、効率的な整備、快適な居住環境の確保や生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。また、医師の確保、救急車の整備など医療・救急体制の整備充実を図るとともに、子育て支援による少子化対策、及び少子・高齢化等に対応した消防団員確保対策等の推進に努める。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設及び汚水処理施設の整備
- ・ 消防用設備の整備充実の促進
- ・ 消防団員の確保対策の促進
- ・ へき地医療支援機構によるへき地医療支援事業の広域的な計画立案・調整
- ・ 医師の確保が困難な地域への自治医科大学卒業医師の派遣
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを生み育てられる環境づくりの促進

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化が全国平均に先行して進行する中、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、介護予防や生きがいつくり活動、地域の支え合い・見守りの推進に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進する。

主な施策

- ・ 介護予防、生きがいつくり活動、地域の支え合い・見守りの推進

- ・ 人材育成や施設整備等の介護サービスの供給体制の整備
- ・ 生涯学習及び生涯スポーツの振興

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

山村集落においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上を図るため、交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、集落としての基礎的条件を維持することが困難な場合においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を進める。

主な施策

- ・ 農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備や伝統芸能の保存・継承活動や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する集落ネットワークの形成促進による生活機能の確保

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、土砂災害や山地災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともにその有する多面にわたる機能の発揮を図るため、施設整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、治水、砂防、海岸保全等の推進、またダムによる洪水調節と安定的な水資源の確保

(11) 交流施策に関する基本的事項

山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。また、将来的に UI ターンにつながることも期待される。

このため、山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進に向け、交流施設の整備を促進するとともに、山村の交流情報の収集・提供、人材（体験指導者、地域をコーディネートする人材等）の育成、地域内連携による受入体制強化等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等を実施する人材の育成と、地域の受入体制強化
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等を活用した、山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承
- ・ 豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進
- ・ 市民農園の開設推進

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が有する多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、農林産物等の利活用と併せて、生活水準の向上や価値観の変化など、多様化する県民のニーズに的確に対応しうる地域の特性に応じた森林・農用地等及び山村環境の保全を進める。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、またはこれらの施業に必要な路網整備の推進
- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災・減災対策等の基盤整備を通じた農地の保全
- ・ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮を図るため、農地等の地域資源を保全管理する活動の支援
- ・ 森林の公益的な機能の維持・向上及び回復による森林の保全
- ・ 日本型直接支払制度の活用等による農村の多面的機能の保全

(13) 担い手施策に関する基本的事項

第1次産業就業者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

しかし、山村の基幹産業である農林水産業は、農産物価格や木材価格の低迷等により停滞しており、後継者不足、配偶者不足、若年層の流出という問題が生じている。

このため、地域の中核的な担い手や経営体及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進するなど、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

また、女性や障害者が働きやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進する。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進

- ・ 経営分析能力や就労環境の向上を支援し林業事業体の経営改革の促進
- ・ 森林技術者の能力の向上の支援や林業への新規就業の促進による森林技術者の育成及び確保
- ・ 女性の能力を發揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保及び農業における障害者の就労等支援

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

山村等に生息する野生鳥獣による農林産物被害は、平成 21 年度をピークに減少傾向にあるものの、過疎化や農業従事者の高齢化に加え、野生鳥獣の生息域の拡大などにより、地域の深刻な社会問題となっている。また、イノシシ等による人身被害も報告されている。

このため、野生鳥獣との共存が可能となるよう、保護管理対策のほか、防護柵の設置、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりによる農林業被害の防止など、総合的な対策を進める。また、捕獲従事者の育成や獣肉の利活用の推進、鳥獣被害対策の技術開発等、鳥獣被害を防止するための体制・環境づくりを進める。

主な施策

- ・ 生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策による地域個体群の安定的な維持、人身被害の防止及び農林業被害の軽減
- ・ 防護柵等の設置や忌避剤の散布等による農林業被害防止
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・ 安全で高効率な捕獲技術の開発推進
- ・ 捕獲した野生鳥獣の動物肉等の有効的な利活用の推進
- ・ 鳥獣被害総合対策アドバイザーの養成
- ・ 有効的な鳥獣被害防止技術の開発、推進
- ・ 野生鳥獣が出没しにくい環境づくり

(15) その他施策

本県の山村は、それぞれが個性を持ち、貴重な文化・芸能等を有している。これらの特長をさらに伸ばすとともに、都市部との地域格差是正等を図り、魅力的でいきいきした山村づくりのために必要な支援を行っていく。

主な施策

- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ その他山村の振興のために必要な支援

IV 他地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県の振興山村の一部は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく過疎地域及び半島振興法（昭和 60 年 6 月 14 日法律第 63 号）に基づく半島振興対策実施地域にも指定されている。このため、山村振興基本方針に掲げた振興施策の実施にあたっては、「過疎地域自立促進方針」や「過疎地域自立促進計画」、及び「伊豆中南部地域半島振興計画」等法令の規定による地域振興に関する計画と連携を図る。

また、本県の総合計画である「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン「後期アクションプラン」」と整合を図りながら施策を推進する。